

行政文書ファイルの誤廃棄事案について(報告)

1 報告事項

県立学校2校及び知事部局出先機関で条例で定める手続きを経ずに行政文書ファイルを廃棄する誤廃棄事案が判明

2 誤廃棄の概要

所属名	誤廃棄の時期	誤廃棄冊数	誤廃棄の概要
大津支援学校	平成30年3月 平成30年4月 平成30年10月	保存期間満了後の文書2冊、保存期間満了前の文書1冊 保存期間満了後の文書1冊 保存期間満了前の文書3冊 計 7冊	保存期間満了により廃棄可能との誤解や廃棄可能行政文書ファイルと名称が類似している行政文書ファイルを廃棄(溶解処理、裁断)
第一高等学校	平成30年10月	保存期間満了後の文書64冊	廃棄文書搬出作業の際、廃棄可能な行政文書ファイルと混同して廃棄(溶解処理)
高等技術専門校	平成31年2月	保存期間満了後の文書1冊	保存期間満了により廃棄可能と誤解し、廃棄(溶解処理)

3 対応状況及び今後の対応

- (1) 平成31年(2019年)4月24日、誤廃棄事案の発生について報道機関に情報提供した。
- (2) 令和元年(2019年)5月9日付け文書により知事部局全所属及び各実施機関に注意を喚起した。
- (3) 文書により各実施機関に改めて注意を喚起するとともに、職員研修において行政文書管理制度の周知を徹底し、行政文書等の整理整頓などの未然防止策の徹底を図る。